

2025年6月13日

各位

会社名 株式会社軽自動車館  
(コード番号7680 東証 TOKYO PRO Market)  
代表者名 代表取締役社長 阿部 章一  
問合せ先 管理部長 佐藤 哲康  
T E L 011-200-0312  
U R L <https://www.keijidousyakan.com/>

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年7月25日開催予定の第27回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとしておりましたが、3月から4月の事業の最繁忙期を避けた時期に決算期（事業年度の末日）を移行することにより、当社の事業運営において効率的な業務執行を図ることを目的として、当社の事業年度を毎年11月1日から翌年10月31日までに変更するものであります。

なお、決算期変更の経過期間となる第28期は2025年5月1日から2025年10月31日までの6か月間といたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

#### 3. 今後の見通し

2025年10月期（第28期）の業績見通しにつきましては、2025年6月13日開示の2025年4月期決算短信において公表いたします。

#### 4. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2025年7月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2025年7月25日（予定）

以上

【別紙】定款一部変更の内容

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第12条 (条文省略)	第1条～第12条 (現行どおり)
(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>4月30日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>10月31日</u> とする。
第14条～第35条 (条文省略)	第14条～第35条 (現行どおり)
(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年 <u>5月1日</u> から翌年 <u>4月30日</u> までの年1期とする。	(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年 <u>11月1日</u> から翌年 <u>10月31日</u> までの年1期とする。
第37条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年 <u>10月31日</u> 現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。	(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年 <u>4月30日</u> 現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。
第39条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)
(新設) (新設)	附 則 (事業年度に関する経過措置)
	<u>第1条</u> <u>第36条(事業年度)の規定にかかわらず、当社の第28期事業年度は、2025年5月1日から2025年10月31日までの6か月間とする。</u>
	<u>2</u> <u>本附則は、第28期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u>
	(剰余金の配当に関する経過措置)
(新設)	<u>第2条</u> <u>第37条(剰余金の配当)及び第38条(中間配当)の規定にかかわらず、当社の第27期事業年度の期末配当の基準日は2025年4月30日とし、第28期事業年度の中間配当の基準日は2025年10月31日とする。</u>
	<u>2</u> <u>本附則は、第28期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u>